

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日が休日に當
るとき)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

- ◆規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 結核病検査の実施

ブルセラ病検査等の実施

馬伝染性貧血検査の実施

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

土地改良事業の認可(三件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業計画の変更の認可

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を
次のように改正する。

別表第一号中「千円」を「三千円」に改め、同表第八十号の二中「五千
円」を「二万円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八十の三 産業廃棄物処理業の変更許可申請手数料

別表第百五十二号中「一円」を「三円」に改め、同表第百五十四号から

第百五十八号までを次のように改める。

百五十四 米穀類小売販売業者登録手数料

百五十五 米穀類小売販売業者登録票書換え交付手数料

百五十六 米穀類卸売販売業者登録手数料

百五十七 米穀類卸売販売業者登録票書換え交付手数料

百五十八 卸売販売業者等に対する米穀類購入量割当手数料

三千円
五百円
三千円
五百円
一千円

別表第百五十九号中「五十円」を「二百円」に改め、同表第百六十号中
「九百円」を「三千円」に改め、同表第百六十一号中「書換交付」を「書
換え交付」に、「百円」を「五百円」に改め、同表第百六十二号を次によ
うに改める。

規 則

百六十二 米飯提供業者登録手数料 千五百円
 別表第百六十二号の二中「四百五十円」を「八百円」に改め、同表第百六十三号中「書換交付」を「書換え交付」に、「百円」を「五百円」に改め、同表第百六十三号の五中「六百円」を「二千五百円」に改め、同表第百六十三号の六中「千円」を「四千円」に改め、同表第百六十三号の七中「書替交付」を「書換え交付」に、「二百円」を「千円」に改め、同表第百六十三号の八中「三百円」を「千円」に改め、同表第百六十三号の九中「四千円」を「一万三千円」に、「七百円」を「二千五百円」に、「六百円」を「三千円」に、「五百円」を「千五百円」に、「八百円」を「二千五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、結核病検査を次のとおり実施する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的
結核病予防のため

二 実施する区域
1 ブルセラ病検査、ニューカツスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病及び腐蛆病予防のため

二 実施する区域

米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後三月を経過したもの

四 實施の期日

昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十日まで

五 検査の方法

ツベルクリン皮内反応

鳥取県告示第百九十九号

家畜の伝染性疾病的発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカツスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査及び腐蛆病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛、豚、鶏及びみつばちの所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカツスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病及び腐蛆病予防のため

二 実施する区域
1 ブルセラ病検査、ニューカツスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病及び腐蛆病予防のため

ラズマ病検査及び腐蝕^{そく}病検査

県下全域

2 結核病検査

県下全域（米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査

(+) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後三月を経過したもの

鳥取市、米子市、倉吉市、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、郡家町、鹿野町、気高町、福部村、泊村、羽合町、関金町、赤崎町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、江府町、日野町及び日南町

(+) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

境港市、岩美町、國府町、河原町、船岡町、青谷町、東郷町、三朝町、北条町、大栄町、東伯町、会見町、西伯町及び溝口町

2 結核病検査

(+) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後三月を経過したもの

1の(+)に掲げる区域（米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

(+) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

1の(+)に掲げる区域

3 ニューカツスル病検査

4 ひな白痢^{びら}検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

5 マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏並びに食鶏

6 腐蝕^{そく}病検査

みつばち

四 實施の期日

昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

2 結核病検査

ツベルクリン皮内反応

3 ニューカツスル病検査

臨床検査及びH-I抗体検査

4 ひな白痢急速凝集反応

ひな白痢検査

5 マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

6 腐蝨病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第百九十一号
家畜の伝染性疾患の発生を予防するため、馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、馬の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 実施の目的
馬伝染性貧血予防のため
- 二 実施する区域
米子市尾高
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬
- 四 実施の期日
昭和五十二年三月二十九日
- 五 検査の方法
チヨツケ試験管法

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年三月二十三日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
関金町役場

- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十三号

昭和五十二年一月十一日付で関金町から申請のあつた土地改良（堀（権現堂）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百九十二号
昭和五十二年一月十一日付で関金町から申請のあつた土地改良（堀（小泉）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めた

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年三月二十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
関金町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百九十四号**
昭和五十二年一月十一日付けで関金町から申請のあつた土地改良（堀（行司ケ平）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十二年三月二十二日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年三月二十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
青谷町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年三月二十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
関金町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十六号

昭和五十二年二月二十五日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（大井地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十二年三月二十二日

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十九号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（田後地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

三

鳥取県告示第二百号

東郷町から申請のあつた町営土地改良（舍人地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県知事 平林鴻三

三

鳥取県告示第百九十八号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（川中地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

三

昭和五十二年一月十七日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（大立地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年三月二十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百一号

東郷町から申請のあつた町営土地改良（田畠地区は場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県示示二百一號

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

二 縦覧に供する期間

三 縦覧に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、岩美町から岩美都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第二百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
八頭郡用瀬町大字宮原字流田地内

1 収用の部分

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
用瀬町役場

一 事業者の名称

用瀬町

二 事業の種類

社スボーツ広場建設事業

三 起業地

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第二百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、國府町から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込みされる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部 購
読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合、
及び代表者名、
団体名)

鳥取県知事 平林鴻三殿

(印)

(印)

部 購